

市街地整備課所管通路等の管理に関する要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市街地整備課が所管する通路等の使用に関し、西宮市行政財産使用料条例（昭和43年西宮市条例第46号）（以下、「行政財産条例」という。）及び西宮市公有財産規則（昭和43年西宮市規則第43号）（以下、「公有財産規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この要綱は、市街地整備課が所管する土地のうち、土地区画整理事業等で発生した通路等の公共の用途に供している土地（以下「通路等」という。）の使用許可並びに管理、保全、及び費用の負担等に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 通路等 市街地整備課が所管する土地で、人や物の移動のために一般に開放している土地
- (2) 通路等の使用 通路等の土地を掘削工事等で一時的に使用すること並びに電柱又は地下埋設物等の設置により長期的に使用すること

(通路等の取扱い)

第4条 通路等は、公共的な利用がなされていることから、道路、道路予定地、河川等に準ずるものとして取り扱う。

- 2 通路等のうち、「西宮市認定道路」及び西宮市法定外道路管理条例（平成13年西宮市条例第25号）に定める「法定外道路」にはこの要綱を適用しない。

(通路等の使用許可)

第5条 通路等の使用は、公有財産規則第21条に定める行政財産使用許可のうち、次の各号のいずれかに該当する場合において許可するものとする。

- (1) 水道事業、電気事業又はガス事業その他公益事業の用に供するために使用させるとき
- (2) その他市長が公共の福祉の増進の観点から、必要があると認めるとき

(使用許可の申請)

第6条 通路等の使用許可は、「通路等使用許可申請書」（様式1）に必要書類を添付し

て市長へ提出するものとする。

(使用許可の期間)

第7条 使用許可の期間は、水道事業、電気事業又はガス事業その他公益事業の架設物、埋設物等を設置する場合は5年とする。

2 前項の使用許可の期間は、申請により更新するものとする。

3 第1項によるもの以外の使用許可の期間は、1年を超えないものとする。

(使用料の納付)

第8条 通路等の使用許可を受けた者（以下、使用者という。）から、使用料を徴収する。

(使用料の額、減免、徴収方法等)

第9条 電柱、地下埋設物、架空の工作物等にかかる使用料については、西宮市道路占用料徴収条例（昭和31年西宮市条例第6号）（以下「徴収条例」という。）別表を準用し、その使用態様に従い算定した額とする。

2 使用料の減免は徴収条例第3条及び西宮市道路占用料徴収条例施行規則（平成16年西宮市規則第2号）（以下、「徴収条例規則」という。）第2条による。

3 使用料の徴収は徴収条例第4条及び徴収条例規則第4条の規定により徴収するものとする。

(使用料の減免申請)

第10条 前条第2項のうち、徴収条例規則第2条第2項第5号及び第3項第11号の規定により使用料を減免する場合は、「通路等使用料減免申請書」（様式2）によるものとする。

(延滞金の額)

第11条 納付期限後に使用料を徴収する場合、料徴収条例第5条に従って算定した額の延滞金を徴収することができる。

(連帯保証人)

第12条 通路等の使用許可にかかる、連帯保証人は原則として不要とする。

(届出事項)

第13条 通路等の使用に関する届け出は西宮市道路管理条例（平成13年西宮市条例第24号）（以下、「管理条例」という。）第6条の規定を準用する。

2 前項のうち工事が完了したときの届出は、「工事完了届」（様式3）に完了写真を添

付して行うものとする。

(管理義務)

第14条 通路等の使用者の管理義務は管理条例第3条の規定を準用する。

(原状回復等)

第15条 使用者が使用許可の期間を満了したとき又は使用を廃止したときは、使用物件を除却させ、通路等を現状に回復させるものとする。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(路面の復旧)

第16条 使用者が掘削を伴う工事を実施したときの路面の本復旧工事については、管理条例第11条の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、管理条例第11条第4項に定める事務費は徴収しない。

(保証期間)

第17条 前条の規定により実施した本復旧工事に対する使用者の保証期間は、管理条例第12条の規定を準用する。

(義務履行の費用負担)

第18条 この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく処分による義務を履行するために要する費用は、当該義務者が負担するものとする。

(決裁区分)

第19条 通路等の使用許可にかかる専決区分は市街地整備課長とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。